

(設置)

第1条 地域住民の雇用の促進と宍粟市の観光情報の発信拠点として、及び特産物の振興を図るため、宍粟市道の駅(以下「道の駅」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称(含まれる施設)及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
道の駅「播磨いちのみや」(特産物販売所、レストラン、伝統文化保存施設、公衆便所及び駐車場)	宍粟市一宮町須行名510番地1
道の駅「みなみ波賀」(農林水産物流通加工施設、農林水産物貯蔵施設、農林水産物直売所、レストラン、公衆便所及び駐車場)	宍粟市波賀町安賀8番地1
道の駅「はが」(メイプルタウン交流館、特産物販売所、公衆便所及び駐車場)	宍粟市波賀町原149番地
道の駅「ちくさ」(事務所、特産物販売所、レストラン、農産物直売所、公衆便所及び駐車場)	宍粟市千種町下河野745番地5

(業務)

第3条 道の駅は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 宍粟市の観光情報の提供に関すること。
- (2) 特産物の販売、食材提供等に関すること。
- (3) 都市と農村の交流活動の推進に関すること。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、目的達成のために必要な業務

(休業日)

第4条 道の駅の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。

名称	休業日
道の駅「播磨いちのみや」	毎週火曜日
道の駅「みなみ波賀」	毎週水曜日
道の駅「はが」	毎週木曜日
道の駅「ちくさ」	毎週木曜日

(開業時間)

第5条 道の駅の開業時間は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開業時間を変更することができる。

名称	開業時間
道の駅「播磨いちのみや」	午前8時から午後8時まで
道の駅「みなみ波賀」	午前9時から午後7時まで
道の駅「はが」	午前9時から午後6時まで
道の駅「ちくさ」	午前8時30分から午後6時まで。ただし、12月20日から3月31日までの期間は、午前8時から午後7時までとする。

(使用の許可)

第6条 [別表](#)に掲げる道の駅の施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、[前項](#)の許可に際し、道の駅の運営上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の取消し)

第7条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、[前条](#)の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により[前条](#)の許可を受けたとき。
- (2) 道の駅の施設若しくは設備を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。
- (4) [前条第2項](#)の条件に違反したとき。

- (5) 道の駅の管理上支障があるとき。
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が適切でないとき。  
(使用許可事項の変更)

第8条 使用者が[第6条](#)の規定により許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第9条 [第6条](#)の規定により道の駅の施設の使用許可を受けた者は、市長に当該施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を納めなければならない。

2 使用料の額は、[別表](#)に定める額とする。ただし、当該額には、[消費税法\(昭和63年法律第108号\)](#)の規定による消費税及び[地方税法\(昭和25年法律第226号\)](#)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要と認めた場合、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第11条 市が、既に収入として収受した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により、[第7条](#)による取消し又は[第8条](#)による変更、中止の承認を受けた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

2 市長が、[第7条](#)の規定に基づき許可を取消した場合において、使用者が被る損害については、市は一切賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第12条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、入場を制限することがある。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第13条 道の駅の管理は、[宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例\(平成17年宍粟市条例第15号\)](#)の定めるところにより、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により道の駅の施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、[前条](#)までの条項中「市長」及び「市」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 [第1項](#)の場合において、[第4条](#)、[第5条](#)、[第9条第2項](#)及び[第10条](#)に規定する部分については、市長の承認を得なければならない。

4 [第1項](#)の場合において、利用料金については、指定管理者に収受させる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は[次の各号](#)に掲げる業務を行うものとする。

- (1) [第3条各号](#)に掲げる業務
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が道の駅の施設の管理上必要と認める業務  
(利用料金への読み替え)

第15条 [第13条](#)の規定に基づき、道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例において「使用料」とあるのは「利用料金」と、[第9条第2項](#)中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める額の範囲内で市長が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、道の駅の使用を終了したとき又は[第7条各号](#)のいずれかの規定により使用の許可を取消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第17条 使用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、道の駅の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

2 [宍粟市道の駅「山崎」条例\(平成17年宍粟市条例第143号\)](#)、[宍粟市道の駅「播磨いちのみや」条例\(平成17年宍粟市条例第144号\)](#)、[宍粟市道の駅「みなみ波賀」等施設条例\(平成17年宍粟市条例第145号\)](#)、[宍粟市道の駅「ち](#)

くさ」条例(平成17年宍粟市条例第146号)及び宍粟市道の駅「ちくさ」農産物直売所条例(平成17年宍粟市条例第154号)は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、現に廃止前の宍粟市道の駅「みなみ波賀」等施設条例(平成17年宍粟市条例第145号)の規定によりなされた指定及び指定期間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日の前日までに、現に廃止前の宍粟市道の駅「山崎」条例(平成17年宍粟市条例第143号)、宍粟市道の駅「播磨いちのみや」条例(平成17年宍粟市条例第144号)、宍粟市道の駅「ちくさ」条例(平成17年宍粟市条例第146号)及び宍粟市道の駅「ちくさ」農産物直売所条例(平成17年宍粟市条例第154号)の規定により管理委託している施設については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月8日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月19日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例により改正するそれぞれの条例の規定による施設の利用のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月18日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例により改正するそれぞれの条例の規定による施設の利用のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第6条、第9条関係)

(令8条例11・一部改正)

施設の種類	区分		使用料(円)
農林水産物流通加工施設	コンニャク加工室	部屋 1時間	350
		冷凍庫 1か月	13,000
		ボイラー 1時間	750
	ジャム・つくだ煮加工室	部屋 1時間	350
		ボイラー 1時間	750
	味噌加工室	部屋 1時間	350
		ボイラー 1時間	750
	研修室	部屋 1時間	350
	味噌蔵	塩蔵庫 1か月	5,200